

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
3	木材については、 <u>製材の日本農林規格及び針葉樹の構造用製材の日本農林規格</u> による規格品とする。なお、これにより難しい場合は、監督員の承諾を得るものとする。	3	木材については、 <u>針葉樹の構造用製材の日本農林規格、針葉樹の造作用製材の日本農林規格、針葉樹の下地用製材の日本農林規格、広葉樹製材の日本農林規格、及び素材の日本農林規格</u> による規格品とする。なお、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得るものとする。	表現の修正
4	木材については、 <u>JIS A 9005（木材の木口加圧式防腐処理方法）による防腐処理品とし、経口毒性及び経皮毒性</u> が安全と認められているものを使用するものとする。	4	木材については、 <u>JIS A 9002（木質材料の加圧式保存処理方法）による防腐処理品とし、経口毒性及び経皮毒性</u> が安全と認められているものを使用するものとする。	JIS規格と整合
8	屋根材、屋根下地用ルーフィング、その他付属材料については、 <u>設計図書によるものとする。</u>	8	屋根材、屋根下地用ルーフィング、付属材料については、 <u>設計図書によらなければならない。</u>	表現の修正
3-12-3	四阿工	3-12-3	四阿工	
2	<u>請負者</u> は、四阿設置の施工については、 <u>下記の事項により施工しなければならない。</u> (1) <u>請負者</u> は、設置位置については、監督職員の承諾を得なければならない。	2	四阿設置の施工については、 <u>以下の各号の規定による。</u> (1) <u>受注者</u> は、設置位置については、 <u>設計図書に関して</u> 監督職員の承諾を得なければならない。	表現の修正 表現の修正
3	<u>請負者</u> は、四阿の木材使用については、 <u>下記の事項によらなければならない。</u> (1) <u>請負者</u> は、見え掛り部分について現場での仕上げが必要な場合は、すべて荒削りまたは、 <u>機械</u> 、かんな削りのうえ、仕上げ削りをしなければならない。 (3) <u>請負者</u> は、 <u>見え掛り面</u> の釘打ちについては、隠し釘打ちを標準としなければならない。 (4) <u>請負者</u> は、継手及び支口については、設計図書に <u>示されていない</u> 場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 (7) <u>請負者</u> は、木材の端部分および角部の面取りについて、設計図書に <u>示されていない</u> 場合は、面取りの大きさを監督職員と協議しなければならない。 (8) <u>請負者</u> は、上部構造部の金具類については、堅固に取り付け、ボルト締めは、緩みなく締め付けなければならない。	3	四阿の木材使用については、 <u>以下の各号の規定による。</u> (1) <u>受注者</u> は、見え掛り部分について現場での仕上げが必要な場合は、すべて荒削りまたは、かんな削りのうえ、仕上げ削りをしなければならない。 (3) <u>受注者</u> は、 <u>造作材の化粧面</u> の釘打ちについては、隠し釘を標準としなければならない。 (4) <u>受注者</u> は、継手及び仕口については、設計図書に <u>より難しい場合は、設計図書に関して</u> 監督職員の承諾を得なければならない。 (7) <u>受注者</u> は、木材の端部及び角部の面取りについて、設計図書に <u>より難しい</u> 場合は、 <u>設計図書に関して</u> 監督職員と協議しなければならない。 (8) <u>受注者</u> は、上部構造部の金具類については、堅固に取り付け、ボルト締めは、 <u>緩み及びずれのないように</u> 締め付けなければならない。	表現の修正 表現の修正 表現の修正 表現の修正

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
4	<p>請負者は、四阿の鋼材使用にあたり、下記の事項によらなければならない。</p> <p>(9) 請負者は、施工時及び現場設置後もできる限り養生材を装着したままにし、出隅といった損傷のおそれがある部分は、必要に応じて保護材で更に補強しなければならない。</p>	4	<p>四阿の鋼材使用については、以下の各号の規定による。</p> <p>(9) 受注者は、取付け終わった金物で、出隅等の損傷のおそれがある部分は、当て板等の適切な養生を行わなければならない。</p> <p>また、工事完成時には、養生材を取り除き清掃を行わなければならない。なお、必要に応じて、ワックス掛け等を行わなければならない。</p>	<p>表現の修正</p> <p>再編による追記</p>
3-12-12 2	<p>便所工</p> <p>請負者は、便所のサインについては、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	3-12-12 2	<p>便所工</p> <p>受注者は、便所のサインについては、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>表現の修正</p>
3-12-15		3-12-15	<p>建築施設修繕工</p> <p>建築施設修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>再編による工種の追記</p>
3-13-2 1	<p>材 料</p> <p>施設仕上げ工の材料については、建築工事共通仕様書10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、17章塗装工事の規定によるものとする。</p>	3-13-2 1	<p>材 料</p> <p>施設仕上げ工の材料については、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規定による。</p>	

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2	<p>塗装仕上げの材料については、下記の事項によるものとする。</p> <p>(1) 請負者は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また、設計図書に示されていない場合は、工事着手前に色見本を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(2) 請負者は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取り扱い、関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。なお、開缶後は、十分に攪拌したうえ、すみやかに使用しなければならない。</p> <p>(3) 請負者は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合法、混合塗料の状態、使用時間について使用塗料の仕様を遵守しなければならない。</p> <p>(4) 請負者は、塗料の有効期限をジンクリッチペイントの亜鉛粉末製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。</p> <p>(5) クレオソート塗りの材料については、次の規格に適合したものまたは、これと同等品以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS K 2439（クレオソート油・加工タールピッチ）</p>	2	<p>材料については、第3編2-12-2材料の規定による。</p> <p>木部防腐剤塗りの材料については、次の規格に適合したものまたは、これと同等品以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS K 1570（木材保存剤）</p>	再編による変更
5	<p>請負者は、有機質系材料の保管については、高温及び直射日光を避け、室温が5℃以下にならないようにしなければならない。</p>			
8	<p>請負者は、塗装仕上げの下塗りの材料については、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	10	<p>受注者は、塗装仕上げの下塗りの材料については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>	表現の修正
9	<p>請負者は、吹き付け仕上げの材料については、JIS規格品とし、種類、塗り厚及び塗りつけ量は設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	11	<p>受注者は、吹き付け仕上げの材料については、JIS規格品とし、種類、塗り厚及び塗りつけ量は設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>	表現の修正
13	<p>タイル仕上げに使用するタイルについては、形状寸法、色合いは設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、監督職員の承諾を得るものとする。</p>	15	<p>タイル仕上げに使用するタイルについては、形状寸法、色合いは設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。</p>	表現の修正

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由					
編章節条		編章節条							
3-13-3	<p>塗装仕上げ工</p> <p>1 素地ごしらえ、<u>さび止めペイント塗り</u>、合成樹脂調合ペイント塗り、溶剤形ビニル系塗料塗り、オイルステインワニス塗りについては<u>建築工事共通仕様書17章塗装工事の規定によるものとする。</u></p> <p>2 <u>請負者</u>は、現場での塗装仕上げの施工については、<u>下記の事項により施工しなければならない。</u> (4) <u>請負者</u>は、被塗物は十分乾燥させた後塗装し、上塗り前に、上塗りまでの工程について監督職員に承諾を得た後、塗斑なく、塗膜厚が均等になるよう塗り上げなければならない。 (7) <u>請負者</u>は、うすめ液塗布材については、設計図書によるものとし、<u>これに示されていない</u>場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 (11) <u>請負者</u>は、塗り方については、塗料に適した工法とし、下記のいずれかにより、色境、隅々などは乱さないよう十分注意し、区画線を明確に塗り分けなければならない。</p> <p>8 <u>請負者</u>は、塗装については原則として次の場合行ってはならない。なお、やむ得ず塗装しなければならない場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>9 <u>請負者</u>は、オイルステインワニス塗りについては、設計図書によるものとし、これに定めのない場合は、<u>下記の事項によるなければならない。</u></p> <p>10 <u>請負者</u>は、<u>クレオゾート塗りについては、JIS K 2439（クレオゾート油・加工タールピッチ）の規格品のクレオゾート油</u>、または、(社)日本木材保存協会もしくは(社)日本しろあり対策協会が認定した木材防腐・防蟻剤（表面処理用）を使用しなければならない。</p>	3-13-3	<p>塗装仕上げ工</p> <p>1 素地ごしらえ、合成樹脂調合ペイント塗り、溶剤形ビニル系塗料塗り、オイルステインワニス塗り、塗材仕上げについては<u>公共建築工事標準仕様書（建築工事編）第18章塗装工事の規定による。</u></p> <p>2 現場での塗装仕上げの施工については、<u>以下の各号の規定による。</u> (4) <u>受注者</u>は、被塗物は十分乾燥させた後塗装し、上塗り前に、上塗りまでの工程について、<u>設計図書に関して</u>監督職員の承諾を得た後、塗斑なく、塗膜厚が均等になるよう塗り上げなければならない。 (7) <u>受注者</u>は、うすめ液塗布材については、設計図書によるものとし、<u>これにより難い</u>場合は、<u>設計図書に関して</u>監督職員の承諾を得なければならない。 (11) <u>受注者</u>は、塗り方については、塗料に適した工法とし、下記のいずれかにより、色境、隅、<u>ちり回り</u>等は、乱さないよう十分注意し、区画線を明確に塗り分けなければならない。</p> <p>8 <u>受注者</u>は、塗装については原則として次の場合行ってはならない。なお、やむを得ず塗装しなければならない場合は、<u>設計図書に関して</u>監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>9 オイルステインワニス塗りについては、設計図書によるものとし、これに定めのない場合は、<u>以下の各号の規定によるものとする。</u></p> <p>10 <u>受注者は、木部防腐剤塗りについては、設計図書による材料</u>、または、(社)日本木材保存協会もしくは(社)日本しろあり対策協会が認定した木材防腐・防蟻剤（表面処理用）を使用しなければならない。</p>	再編による追記	表現の修正	表現の修正	表現の修正	表現の修正	表現の修正
3-13-4	<p>加工仕上げ工</p> <p>1 石材加工仕上げ、コンクリート加工仕上げについては<u>建築工事共通仕様書10章石工事</u>、15章左官工事の規定による<u>ものとする。</u></p>	3-13-4	<p>加工仕上げ工</p> <p>1 石材加工仕上げ、コンクリート加工仕上げについては<u>公共建築工事標準仕様書（建築工事編）10章石工事</u>、15章左官工事の規定による。</p>						

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2	<p>のみ切り仕上げは、荒こぶ取りした石の表面をさらにノミによって大きく高い山をはつり取っていく加工のこととする。荒こぶ取りは、玄能払いともいい、石材の種類、性質、または石の目の間隔で、割肌に着しい高低や凹凸があった場合、ノミによって大きな山を切り崩し、荒石の表面を荒ならしする程度の加工のこととする。</p> <p>びしゃん仕上げは、中ノミ切り程度の表面をビシャンという道具で叩いて小山をつぶし、さらに平滑に仕上げること、また、機械挽きで生じた平坦面をビシャンで叩くことで、粗面にする加工のこととする。</p> <p>小たたき仕上げは、ビシャンたたきをした石の表面を両刃という工具で1～2mmの平行線の筋がつくように均等に叩いて、さらに表面を細かく仕上げる加工のこととする。</p> <p>あらみがきは、ビシャン仕上げまたは機械切りの上に研磨機を用いて磨いた比較的粗面でつやのない仕上げのこととする。</p> <p>水みがきは、小たたきまたはビシャン仕上げしたものに研磨剤と砥石またはグラインダーで磨く仕上げのことで、素地が磨けているがつやの出る手前の状態の仕上げのこととする。</p> <p>本みがきは、つや出し粉を散布し、光沢を発揮している状態の仕上げのことで、つや出し粉を用いずに磨いた場合はつや消しとする。</p>	2	<p>のみ切り仕上げは、荒こぶ取りした石の表面をさらにノミによって大きく高い山をはつり取っていく加工のこととする。荒こぶ取りは、玄能払いともいい、石材の種類、性質、または石の目の間隔で、割肌に着しい高低や凹凸があった場合、ノミによって大きな山を切り崩し、荒石の表面を荒ならしする程度の加工のこととする。</p> <p>びしゃん仕上げは、中ノミ切り程度の表面をビシャンという道具で叩いて小山をつぶし、さらに平滑に仕上げること、また、機械挽きで生じた平坦面をビシャンで叩くことで、粗面にする加工のこととする。</p> <p>小たたき仕上げは、ビシャンたたきをした石の表面を両刃という工具で1～2mmの平行線の筋がつくように均等に叩いて、さらに表面を細かく仕上げる加工のこととする。</p> <p>あらみがきは、ビシャン仕上げまたは機械切りの上に研磨機を用いて磨いた比較的粗面でつやのない仕上げのこととする。</p> <p>水みがきは、小たたきまたはビシャン仕上げしたものに研磨剤と砥石またはグラインダーで磨く仕上げのことで、素地が磨けているがつやの出る手前の状態の仕上げのこととする。</p> <p>本みがきは、つや出し粉を散布し、光沢を発揮している状態の仕上げのこと <u>本みがきのつや出し仕上げとし</u>、つや出し粉を用いずに磨いた場合はつや消しとする。</p>	表現の修正
3	<p><u>請負者は、コンクリート加工仕上げの施工については、設計図書及び監督職員の指示がない場合は、下記の事項によらなければならない。</u></p>	3	<p>コンクリート加工仕上げの施工については、設計図書及び監督職員の指示がない場合は、<u>以下の各号の規定による。</u></p>	表現の修正
		4	<p><u>受注者は、人造石洗い出しの施工については、上塗りの後、ブラシで種石面ののろをふき取り、石並びを調整した後、水引き具合を見はからいながら水を吹付けて洗い出し、仕上げなければならない。</u></p>	再編による追記
		5	<p><u>受注者は、擬岩仕上げのコンクリート・モルタルの規格、顔料については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</u></p>	

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
3-13-5	左官仕上げ工 1 化粧目地切り、 <u>コンクリート金ゴテ仕上げ、コンクリートハケ引き仕上げ、モルタル金ゴテ仕上げ、モルタルハケ引き仕上げ、防水モルタル塗り</u> 。タイル下地モルタル塗りについては、 <u>建築工事共通仕様書15章左官工事</u> の規定によるものとする。 2 <u>請負者は、人造石研ぎ出し、人造石洗い出し</u> の種石の種類、顔料については、設計図書によるものとし、これに <u>示されていない</u> 場合は、監督職員と協議しなければならない。	3-13-5	左官仕上げ工 1 化粧目地切り、 <u>コンクリート仕上げ、モルタル仕上げ</u> 、タイル下地モルタル塗りについては、 <u>公共建築工事標準仕様書（建築工事編）15章左官工事</u> の規定による。 2 <u>受注者は、人造石仕上げ</u> の種石の種類、顔料については、設計図書によるものとし、これに <u>より難い</u> 場合は、 <u>設計図書に関して</u> 監督職員と協議しなければならない。	再編による追記 表現の修正
3-13-6	タイル仕上げ工 1 <u>床タイル張り、床モザイクタイル張り、床クリンカータイル張り、壁タイル張り、やぐ物タイル張り、レンガタイル張り</u> については、 <u>建築工事共通仕様書11章タイル工事</u> の規定によるものとする。 2 <u>請負者は、床タイル張り、床モザイクタイル張り、壁タイル張り、やぐ物タイル張り、レンガタイル張り</u> の養生と清掃については、 <u>下記の事項によらなければならない</u> 。	3-13-6	タイル仕上げ工 1 <u>タイル張り仕上げ</u> については、 <u>公共建築工事標準仕様書（建築工事編）11章タイル工事</u> の規定による。 2 <u>タイル張り仕上げ</u> の養生と清掃については、 <u>以下の各号の規定による</u> 。	再編による追記 表現の修正
3-13-7	石仕上げ工 1 石仕上げ工については、 <u>公園緑地編3-7-12石材系園路工</u> の規定によるものとする。	3-13-7	石仕上げ工 1 石仕上げ工については、 <u>公園緑地編3-7-14石材系舗装工</u> の規定による。	
		第14節 3-14-1	<u>公園施設等撤去・移設工</u> <u>公園施設撤去工</u> <u>公園施設撤去工については、公園緑地編1-10-2公園施設撤去工の規定による</u>	再編による工種の追記
		3-14-2	<u>移設工</u> <u>移植工の施工については、公園緑地編1-10-3移設工の規定による</u>	

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第4章 第1節	<p>グラウンド・コート整備 適用</p> <p>1 本章は、野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゲートボール場などの運動施設における、グラウンド・コート舗装工、スタンド整備工、グラウンド・コート施設整備工、仮設工その他これらに類する工種について適用する<u>ものとする。</u></p>	<p>3-14-3 <u>伐採工</u> <u>伐採工の施工については、公園緑地編1-10-4伐採工の規定による。</u></p> <p>3-14-4 <u>発生材再利用工</u> <u>発生材再利用工の施工については、公園緑地編1-10-5発生材再利用工の規定による。</u></p>	再編による工種の追記	
	<p>3 仮設工は、<u>第3編第1章第10節仮設工</u>の規定による<u>ものとする。</u></p> <p>4 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定による<u>ものとする。</u></p>	<p>第4章 第1節</p> <p>1 本章は、野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゲートボール場などの運動施設における、グラウンド・コート舗装工、スタンド整備工、グラウンド・コート施設整備工、<u>構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工</u>、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>3 <u>構造物撤去工は第3編2-9構造物撤去工の規定による。</u></p> <p>4 仮設工は、<u>第3編2-10仮設工</u>の規定による。</p>	再編による追記	
第2節	<p>適用すべき諸基準 <u>読負者</u>は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類に<u>よらなければならない。</u> <u>また、基準類に改訂があり基準等に変更がある場合については、監督職員に確認を求めるものとする。</u></p>	<p>第2節</p> <p>適用すべき諸基準 <u>受注者</u>は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類に<u>による。</u><u>これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</u> <u>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</u></p>	条項の修正 表現の修正	

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成16年6月） 日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月） 日本道路協会 舗装再生便覧（平成16年2月） 日本道路協会 簡易舗装要綱（昭和54年10月） 日本道路協会 セメントコンクリート舗装要綱（平成4年12月） 日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（平成2年11月） 日本道路協会 道路土工－排水工指針（昭和62年6月） 日本道路協会 道路土工－施工指針（昭和61年11月） 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成11年3月） 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成11年3月） 日本道路協会 排水性舗装技術指針（平成8年11月） 日本道路協会 舗装試験法便覧（昭和63年11月） 日本道路協会 アスファルト混合所便覧（平成8年度版）（平成8年10月） 土木学会 コンクリート標準示方書（<u>規準編</u>）（平成17年3月） 土木学会 コンクリート標準示方書（<u>施工編</u>）（平成14年3月） 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成12年2月） 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月） 国土交通省 <u>コンクリート中の塩化物総量規制について</u>（昭和61年6月） 日本体育施設協会 屋外体育施設の建設指針<u>改定第3版</u>（平成17年5月） 日本テニス協会 テニスコートの建設マニュアル（平成2年7月）</p>		<p>日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（<u>平成25年度版</u>）（平成25年6月） 日本道路協会 <u>道路土工要綱</u>（平成21年6月） 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月） 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月） 日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年12月） 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧（平成19年6月） 日本道路協会 アスファルト混合所便覧（平成8年度版）（平成8年10月） 土木学会 コンクリート標準示方書（<u>設計編</u>）（平成25年3月） 土木学会 コンクリート標準示方書（<u>施工編</u>）（平成25年3月） 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月） 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日） 建設省 <u>コンクリート中の塩化物総量規制について</u>（昭和61年6月） 日本体育施設協会 屋外体育施設の建設指針 <u>平成24年改訂版</u>（平成24年3月） 日本テニス協会 テニスコートの建設マニュアル（平成7年11月）</p>	適用諸基準の改正及び追加
第3節 4-3-1 2	<p>グラウンド・コート舗装工 一般事項 請負者は、グラウンド・コート舗装工の施工については、敷地の状況、<u>その他</u>公園施設との取合いを考慮し、正確に位置出しをしなければ ならない</p>	第3節 4-3-1 2	<p>グラウンド・コート舗装工 一般事項 受注者は、グラウンド・コート舗装工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮し、正確に位置出しをしなければならぬ。</p>	

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	3 <u>請負者</u> は、表面排水勾配の設定については、設計図書によるものとし、これに <u>示されていない</u> 場合は、施工図を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。	3 <u>受注者</u> は、表面排水勾配の設定については、設計図書によるものとし、これに <u>より難い</u> 場合は、 <u>設計図書に関して</u> 監督職員の承諾を得なければならない。		表現の修正
	4 <u>請負者</u> はグラウンド・コート舗装工の <u>路床、基盤、基礎</u> 及び表層の施工については、 <u>下記の事項により施工しなければならない。</u>	4 グラウンド・コート舗装工の <u>路盤、基層</u> 及び表層の施工については、 <u>以下の各号の規定による。</u>		表現の修正
	5 <u>請負者</u> は、路盤の施工については、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、 <u>その処置法について</u> 監督職員と協議しなければならない。	5 <u>受注者</u> は、路盤の施工については、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、 <u>設計図書に関して</u> 監督職員と協議しなければならない。		表現の修正
4-3-2	材料	4-3-2	材料	
1	グラウンド・コート舗装工で使用する以下の材料については、 <u>第3編2-6-2アスファルト舗装の材料、2-6-3コンクリート舗装の材料</u> の規格に適合するものとする。	1	グラウンド・コート舗装工で使用する以下の材料については、 <u>第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、2-6-4コンクリート舗装の材料</u> の規格に適合するものとする。	再編による追記
5	石灰岩ダストについては、粒径2.5mm以下で、きょう雑物を含まない <u>良質な</u> ものとする。	5	石灰岩ダストについては、粒径2.5mm以下で、きょう雑物を含まないものとする。	表現の修正
11	<u>請負者</u> は、グラウンド・コート縁石工に使用するコンクリートブロックについては、 <u>JIS A 5307(コンクリート境界ブロック)</u> の歩車道境界ブロック、地先境界ブロックまたは、同等品以上の品質を有するものとする。また、コンクリートブロック以外の材料については設計図書に <u>よるものとする。</u>	11	<u>受注者</u> はグラウンド・コート縁石工に使用するコンクリートブロックについては、 <u>JIS A 5373(プレキャストプレストレストコンクリート製品)</u> の歩車道境界ブロック、地先境界ブロックまたは、同等品以上の品質を有するものとする。また、コンクリートブロック以外の材料については設計図書に <u>よらなければならない。</u>	JIS規格と整合 表現の修正
12	見切材(仕切材)については、 <u>公園緑地編3-7-13園路縁石工</u> の規定による <u>ものとする。</u>	12	見切材(仕切材)については、 <u>公園緑地編3-7-16園路縁石工</u> の規定による。	条項の修正
4-3-3	舗装準備工	4-3-3	舗装準備工	
	舗装準備工の施工については、 <u>第3編2-6-4舗装準備工</u> の規定による <u>ものとする。</u>		舗装準備工の施工については、 <u>第3編2-6-5舗装準備工</u> の規定による。	条項の修正

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
4-3-4	<p>グラウンド・コート用舗装工</p> <p>1 下層路盤、上層路盤及び基層の施工については、<u>第3編第2章第6節一般舗装工</u>の規定によるものとする。</p> <p>2 <u>請負者は、中層の施工については、下記の事項により施工しなければならない。</u> なお、中層は、クッション効果と、透水・保水効果を持ち、表層が受ける衝撃を受け止め、表層から浸透してきた水を速やかに排水する一方、水分を保って表層が乾燥した場合に毛細管現象で水分を補給する層のこととする。 (2) <u>請負者は</u>、火山砂利の締固めについては、修正CBR試験によって求めた最適含水比で、合格判定値を満足するように締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれによりがたい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>3 <u>請負者は、舗装材料の各材料の混合については、下記の事項によらなければならない。</u></p> <p>4 <u>請負者は、クレー舗装の施工については、下記の事項により施工しなければならない。</u></p> <p>5 <u>請負者は、アンツーカー舗装の施工については、下記の事項により施工しなければならない。</u></p> <p>6 <u>請負者は、天然芝舗装の施工については、下記の事項により施工しなければならない。</u></p> <p>7 <u>請負者は、人工芝舗装の施工については、下記の事項により施工しなければならない。</u></p> <p>8 全天候型舗装のアスファルト乳剤系表層材の施工については、<u>下記の事項により施工しなければならない。</u> (5) <u>請負者は</u>、監督職員が承諾した場合を除き、気温7℃以下の場合、あるいは、シーリングした材料の乾燥硬化前降雨雪凍結のおそれのある場合は施工してはならない。</p>	4-3-4	<p>グラウンド・コート用舗装工</p> <p>1 下層路盤、上層路盤及び基層の施工については、<u>第3編2-6一般舗装工</u>の規定による。</p> <p>2 中層の施工については、<u>以下の各号の規定による。</u> なお、中層は、クッション効果と、透水・保水効果を持ち、表層が受ける衝撃を受け止め、表層から浸透してきた水を速やかに排水する一方、水分を保って表層が乾燥した場合に毛細管現象で水分を補給する層のこととする。 (2) <u>受注者は</u>、火山砂利の締固めについては、修正CBR試験によって求めた最適含水比で、合格判定値を満足するように締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれにより難しい場合は、<u>設計図書に関して</u>監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>3 舗装材料の各材料の混合については、<u>以下の各号の規定による。</u></p> <p>4 クレー舗装の施工については、<u>以下の各号の規定による。</u></p> <p>5 アンツーカー舗装の施工については、<u>以下の各号の規定による。</u></p> <p>6 天然芝舗装の施工については、<u>以下の各号の規定による。</u></p> <p>7 人工芝舗装の施工については、<u>以下の各号の規定による。</u></p> <p>8 全天候型舗装のアスファルト乳剤系表層材の施工については、<u>以下の各号の規定による。</u> (5) <u>受注者は</u>、<u>設計図書に関して</u>監督職員が承諾した場合を除き、気温7℃以下の場合、あるいは、シーリングした材料の乾燥硬化前降雨雪凍結のおそれのある場合は施工してはならない。</p>	条項の修正
				表現の修正

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
9	<p>請負者は、全天候型舗装のアスファルト弾性混合物系表層材の施工については、<u>下記の事項により施工しなければならない</u>。</p> <p>(4) 請負者は、アスファルト弾性混合物の舗設作業を監督職員が承諾した場合を除き、気温5℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷き均し作業を中止し、すでに敷き均した箇所をすみやかに締め固めて仕上げなければならない。</p>	9	<p>全天候型舗装のアスファルト弾性混合物系表層材の施工については、<u>以下の各号の規定による</u>。</p> <p>(4) 受注者は、アスファルト弾性混合物の舗設作業を<u>設計図書</u>に関して監督職員が承諾した場合を除き、気温5℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物をすみやかに締め固めて仕上げなければならない。</p>	表現の修正
10	<p>請負者は、全天候型舗装のアクリル樹脂系表層材の施工については、<u>下記の事項により施工しなければならない</u>。</p> <p>(5) 請負者は、アクリル樹脂系表層の塗布作業を監督職員が承諾した場合を除き、気温5℃以下、または基層表面の温度が60℃以上の場合に施工してはならない。</p>	10	<p>全天候型舗装のアクリル樹脂系表層材の施工については、<u>以下の各号の規定による</u>。</p> <p>(5) 受注者は、アクリル樹脂系表層の塗布作業を<u>設計図書</u>に関して監督職員が承諾した場合を除き、気温5℃以下、または基層表面の温度が60℃以上の場合に施工してはならない。</p>	表現の修正 表現の修正
11	<p>請負者は、全天候型舗装のポリウレタン系表層材の施工については、<u>下記の事項により施工しなければならない</u>。</p> <p>(1) 請負者は、基層を十分養生し、その仕上がりを確認してから表層の施工にはいなければならない。基層表面にローラーマークや不陸、または欠陥部分が認められる場合は、ポリマーセメントペースト、樹脂モルタル<u>など</u>を充填した後、プライマー処理を行い、平坦になるように施工しなければならない。</p> <p>(3) 請負者は、ウレタンベース層の施工については、必要時間混合・攪拌されたウレタン混合材を切れ目なく均一な厚さとなるよう、ゴムレーキ<u>など</u>を使用し平滑に敷き均さなければならない。</p> <p>(6) 請負者は、ポリウレタン系表層の舗設作業を監督職員が承諾した場合を除き、気温10℃以下、または各工程毎に完全硬化が得られないうちに降雨が予測される場合に施工してはならない。</p>	11	<p>全天候型舗装のポリウレタン系表層材の施工については、<u>以下の各号の規定による</u>。</p> <p>(1) 受注者は、基層を十分養生し、その仕上がりを確認してから表層の施工にはいなければならない。基層表面にローラーマークや不陸、または欠陥部分が認められる場合は、ポリマーセメントペースト、樹脂モルタルを充てんした後、プライマー処理を行い、平坦になるよう施工しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、ウレタンベース層の施工については、必要時間混合・攪拌されたウレタン混合材を切れ目なく均一な厚さとなるよう、ゴムレーキを使用し平滑に敷均さなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、ポリウレタン系表層の舗設作業を<u>設計図書</u>に関して監督職員が承諾した場合を除き、気温10℃以下、または各工程毎に完全硬化が得られないうちに降雨が予測される場合に施工してはならない。</p>	表現の修正 表現の修正
12	<p>請負者は、全天候型舗装の透水性表層材の施工については、<u>下記の事項により施工しなければならない</u>。</p> <p>(13) 請負者は、透水性表層の舗設作業を監督職員が承諾した場合を除き、気温5℃以下、または、各工程毎に完全硬化が得られないうちに降雨が予測される場合に施工してはならない。</p>	12	<p>全天候型舗装の透水性表層材の施工については、<u>以下の各号の規定による</u>。</p> <p>(13) 受注者は、透水性表層の舗設作業を<u>設計図書</u>に関して監督職員が承諾した場合を除き、気温5℃以下、または、各工程毎に完全硬化が得られないうちに降雨が予測される場合に施工してはならない。</p>	表現の修正 表現の修正

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
13	グラウンド・コート砂舗装については、 <u>公園緑地編3-7-8土系園路工</u> の砂舗装の規定による <u>ものとする。</u>	13	グラウンド・コート砂舗装については、 <u>公園緑地編3-7-10土系舗装工</u> の砂舗装の規定による。	条項の修正
14	グラウンド・コートダスト舗装については、 <u>公園緑地編3-7-8土系園路工の石灰岩ダスト舗装</u> の規定による <u>ものとする。</u>	14	グラウンド・コートダスト舗装については、 <u>公園緑地編3-7-10土系舗装工の石灰岩ダスト舗装</u> の規定による。	条項の修正
4-3-5	グラウンド・コート縁石工	4-3-5	グラウンド・コート縁石工	
1	コンクリート縁石、舗装止めの施工については、 <u>第3編2-3-8縁石工</u> の規定による <u>ものとする。</u>	1	コンクリート縁石、舗装止めの施工については、 <u>第3編2-3-5縁石工</u> の規定による。	条項の修正
2	見切材（仕切材）の施工については、 <u>公園緑地編3-7-13園路縁石工</u> の規定による <u>ものとする。</u>	2	見切材（仕切材）の施工については、 <u>公園緑地編3-7-16園路縁石工</u> の規定による。	条項の修正
3	請負者は、内圏縁石の施工については、 <u>下記の事項により施工しなければならない。</u> (1) 基礎材および均しコンクリートの施工については、 <u>公園緑地編3-3-4貯水施設工</u> の規定に <u>よらなければならない。</u>	3	内圏縁石の施工については、 <u>以下の各号の規定による。</u> (1) 基礎材及び均しコンクリートの施工については、 <u>公園緑地編3-7-16園路縁石工</u> の規定による。	表現の修正 条項の修正
第4節	スタンド整備工	第4節	スタンド整備工	
4-4-2	材 料	4-4-2	材 料	
1	鋼材は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS B 1180（六角ボルト） JIS B 1181（六角ナット） JIS B 1186（摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット） JIS B 1256（平座金） JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材） JIS G 3201（炭素鋼鍛鋼品） JIS G 3350（一般構造用軽量形鋼） JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管） JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管） JIS G 3466（一般構造用角形鋼管） JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板 SUS304） JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板 SUS304） JIS G 5101（炭素鋼鋳鉄品）	1	鋼材は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS B 1180（六角ボルト） JIS B 1181（六角ナット） JIS B 1186（摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット） JIS B 1256（平座金） JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材） JIS G 3201（炭素鋼鍛鋼品） JIS G 3350（一般構造用軽量形鋼） JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管） JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管） JIS G 3466（一般構造用角形鋼管） JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板SUS304） JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板SUS304） JIS G 5101（炭素鋼鋳鋼品）	

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品） JIS G 5502（球状黒鉛鍛鋼品） JIS H 4000（<u>アルミニウム及びアルミニウム合金及び条</u>） JIS H 4100（<u>アルミニウム及びアルミニウム合金押出型材条</u>）</p>		<p>JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品） JIS G 5502（球状黒鉛<u>鋳鉄品</u>） JIS H 4000（<u>アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条</u>） JIS H 4100（<u>アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材</u>）</p>	JIS 規格と整合
2	<p>木材については、第2編2-4-1一般事項、公園緑地編3-9-2材料の規定による<u>ものとする。</u></p>	2	<p>木材については、第2編2-4-1一般事項、3-9-2材料の規定による。</p>	
3	<p>合成樹脂製品は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有する<u>ものとする。</u> JIS K 6741（硬質塩化ビニル管） JIS K 6745（<u>硬質塩化ビニル板品</u>） JIS K 6919（繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂） JIS R 3412（ガラスロービング）</p>	3	<p>合成樹脂製品は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS K 6741（硬質塩化ビニル管） JIS K 6745（<u>プラスチック-硬質ポリ塩化ビニルシート-タイプ、寸法及び特性-第1部：厚さ1mm以上の板</u>） JIS K 6919（繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂） JIS R 3412（ガラスロービング）</p>	<p>表現の修正 JIS 規格と整合</p>
5	<p>さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS K <u>5521</u>（一般用さび止めペイント） JIS K 5622（鉛丹さび止めペイント） JIS K 5623（亜鉛化鉛さび止めペイント） JIS K 5624（塩基性クロム酸鉛さび止めペイント） JIS K 5625（シアナミド鉛さび止めペイント） JIS K 5627（ジクロロメートさび止めペイント） JIS K 5628（鉛丹ジクロロメートさび止めペイント） JIS K 5629（鉛酸カルシウムさび止めペイント） JIS K 8610（電気亜鉛めっき）</p>	5	<p>さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS K <u>5621</u>（一般用さび止めペイント） JIS K 5622（鉛丹さび止めペイント） JIS K 5623（亜鉛化鉛さび止めペイント） JIS K 5624（塩基性クロム酸鉛さび止めペイント） JIS K 5625（シアナミド鉛さび止めペイント） JIS K 5627（ジクロロメートさび止めペイント） JIS K 5628（鉛丹ジクロロメートさび止めペイント） JIS K 5629（鉛酸カルシウムさび止めペイント） JIS H 8610（電気亜鉛めっき）</p>	JIS 規格と整合
4-4-3	<p>スタンド擁壁工</p>	4-4-3	<p>スタンド擁壁工</p>	
1	<p><u>読負者</u>は、スタンド擁壁工の施工については、<u>道路土工-擁壁工指針4-1施工一般及び土木構造物標準設計第2巻解説書4-3施工上の注意事項</u>の規定によらなければならない。</p>	1	<p><u>受注者</u>は、スタンド擁壁工の施工にあたっては、<u>「道路土工-擁壁工指針2-5・3-4施工一般」（日本道路協会、平成24年7月）及び「土木構造物 標準設計第2巻解説書4-3施工上の注意事項」（全日本建設技術協会、平成12年9月）の規定による。</u> <u>これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</u></p>	適用諸基準の改正

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
7	請負者は、プレキャスト擁壁の施工については、現地の状況により、設計図書に示された構造よりがたい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	7	受注者は、プレキャスト擁壁の施工については、現地の状況により、設計図書に示された構造により難しい場合は、 <u>設計図書に関して</u> 監督職員の承諾を得なければならない。	表現の修正
8	コンクリート面の塗装については、 <u>第3編2-3-16コンクリート面の塗装及び公園緑地編3-13-3塗装仕上げの規定によるものとする。</u>	8	コンクリート面の塗装については、 <u>第3編2-3-11コンクリート面塗装工及び公園緑地編3-13-3塗装仕上げ工の規定による。</u>	条項の修正
		4-4-5	<u>スタンド施設修繕工</u> <u>スタンド施設修繕の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</u>	再編による工種の追記
第5節	グラウンド・コート施設整備工	第5節	グラウンド・コート施設整備工	
4-5-1	一般事項	4-5-1	一般事項	
1	本節は、グラウンド・コート施設整備工として、ダッグアウト工、スコアボード工、バックネット工、競技施設工、 <u>作業土工、競技用砂場工</u> 、スポーツポイント工、審判台工、掲揚ポール工、衝撃吸収材工、グラウンド・コート柵工その他これらに類する工種について定める <u>ものとする。</u>	1	本節は、グラウンド・コート施設整備工として、ダッグアウト工、スコアボード工、バックネット工、競技施設工、スポーツポイント工、審判台工、掲揚ポール工、衝撃吸収材工、 <u>グラウンド・コート柵工、グラウンド・コート施設修繕工</u> その他これらに類する工種について定める。	再編による工種の追記
4-5-2	材 料	4-5-2	材 料	
1	鋼材は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS B 1180（六角ボルト） JIS B 1181（六角ナット） JIS B 1186（摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット） JIS B 1256（平座金） JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材） JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材） JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼） JIS G 3114（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材） JIS G 3125（高耐候性圧延鋼材） JIS G 3201（炭素鋼鍛鋼品） JIS G 3350（一般構造用軽量形鋼） JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管） JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管） JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）	1	鋼材は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS B 1180（六角ボルト） JIS B 1181（六角ナット） JIS B 1186（摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット） JIS B 1256（平座金） JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材） JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材） JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼） JIS G 3114（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材） JIS G 3125（高耐候性圧延鋼材） JIS G 3201（炭素鋼鍛鋼品） JIS G 3350（一般構造用軽量形鋼） JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管） JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管） JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）	

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板 SUS304） JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板 SUS304） JIS G 5101（炭素鋼鋳鉄品） JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品） JIS G 5502（球状黒鉛鍛鋼品） JIS H 4000（<u>アルミニウム及びアルミニウム合金及び条</u>） JIS H 4100（<u>アルミニウム及びアルミニウム合金形材条</u>）</p>		<p>JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板SUS304） JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板SUS304） JIS G 5101（炭素鋼鋳鋼品） JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品） JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品） JIS H 4000（<u>アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条</u>） JIS H 4100（<u>アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材</u>）</p>	JIS 規格と整合
2	<p>鉄線、ワイヤーロープ、鉄鋼材は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS G 3525（ワイヤーロープ） JIS G 3532（鉄線） JIA G 3542（着色塗装鉄線） JIS G 3543（<u>塩化ビニル被覆鉄線</u>） JIS G 3551（溶接金網） JIS G 3552（ひし形金網） JIS G 3553（クrimp金網） JIS G 3554（きつ甲金網） JIS G 3555（織金網）</p>	2	<p>鉄線、ワイヤーロープ、鉄網材は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS G 3525（ワイヤーロープ） JIS G 3532（鉄線） JIS G 3542（着色塗装亜鉛めっき鉄線） JIS G 3543（<u>合成樹脂被覆鉄線</u>） JIS G 3551（溶接金網及び鉄筋格子） JIS G 3552（ひし形金網） JIS G 3553（クrimp金網） JIS G 3554（きつ甲金網） JIS G 3555（織金網）</p>	
4	<p>木材の防腐処理は、<u>JIS A 9302(防腐効力試験)における性能区分A及び防蟻効力試験(JWPAS-第12号総合試験)</u>の合格基準に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p>	4	<p>木材の防腐処理は、<u>JIS K 1571(木材保存剤の性能試験及び性能基準)及び加圧処理用木材防蟻剤の室内防蟻効力試験方法及び性能基準(JWPS-TW)</u>の合格基準に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p>	JIS 規格と整合
5	<p>合成樹脂製品は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS K 6741（硬質塩化ビニル管） JIS K 6745（<u>硬質塩化ビニル板品</u>） JIS K 6919（繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂） JIS R 3412（ガラスロービング）</p>	5	<p>合成樹脂製品は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS K 6741（硬質塩化ビニル管） JIS K 6745（<u>プラスチック-硬質ポリ塩化ビニルシート-タイプ、寸法及び特性-第1部：厚さ1mm以上の板</u>） JIS K 6919（繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂） JIS R 3412（ガラスロービング）</p>	JIS 規格と整合
7	<p>さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS K 5521（一般用さび止めペイント） JIS K 5622（鉛丹さび止めペイント）</p>	7	<p>さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 JIS K <u>5621</u>（一般用さび止めペイント） JIS K 5622（鉛丹さび止めペイント）</p>	

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>JIS K 5623（亜鉛化鉛さび止めペイント） JIS K 5624（塩基性クロム酸鉛さび止めペイント） JIS K 5625（シアナミド鉛さび止めペイント） JIS K 5627（ジンクロメートさび止めペイント） JIS K 5628（鉛丹ジンクロメートさび止めペイント） JIS K 5629（鉛酸カルシウムさび止めペイント） JIS K 8610（電気亜鉛めっき）</p>		<p>JIS K 5623（亜鉛化鉛さび止めペイント） JIS K 5624（塩基性クロム酸鉛さび止めペイント） JIS K 5625（シアナミド鉛さび止めペイント） JIS K 5627（ジンクロメートさび止めペイント） JIS K 5628（鉛丹ジンクロメートさび止めペイント） JIS K 5629（鉛酸カルシウムさび止めペイント） JIS H 8610（電気亜鉛めっき）</p>	
		4-5-6	競技施設工	再編による追記
		8	受注者は、センターガイドの施工については、設計図書に示す位置に施工しなければならない。	
		9	受注者は、ピッチャープレートの施工については、ピッチャープレートは規格品を使用し、設計図書に示す位置に水平に設置しなければならない。	
		10	受注者は、ホームベース及び塁ベースの施工については、ホームベース及び塁ベースは規格品を使用し、設計図書に示す位置に水平に設置しなければならない。	
		11	受注者は、塁ベース基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、十分に突固めなければならない。	
4-5-7	<p>作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>			再編による削除
4-5-8	<p>競技用砂場工 競技用砂場工の施工については、公園緑地編3-9-5砂場工の規定によるものとする。</p>			
4-5-9	<p>スポーツポイント工 請負者は、ピッチャープレートの施工については、ピッチャープレートは規格品を使用し、設計図書に示す位置に水平に設置しなければならない。</p>	4-5-7	スポーツポイント工	

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2	請負者は、ラインマーク、ポイント杭の施工については、設計図書に示す位置に計画地盤面と同一面となるよう据え付け、設置後動かないように施工しなければならない。		受注者は、ラインマーク、ポイント杭、 <u>角石及び標示タイル</u> の施工については、設計図書に示す位置に計画地盤面と同一面となるよう据え付け、設置後動かないように施工しなければならない。	再編による追記
4-5-11	掲揚ポール工 掲揚ポールの施工については、 <u>公園緑地編3-11-10掲揚ポール工</u> の規定によるものとする。	4-5-9	掲揚ポール工 掲揚ポールの施工については、 <u>公園緑地編3-11-11掲揚ポール工</u> の規定による。	条項の修正
4-5-13	グラウンド・コート柵工 3 請負者は、グラウンド・コート柵工の支柱の建て込みについては、 <u>下記の事項によらなければならない。</u>	4-5-11	グラウンド・コート柵工 3 グラウンド・コート柵工の支柱の建て込みについては、 <u>以下の各号の規定による。</u>	表現の修正
6	請負者は、グラウンド・コート柵工の支柱の基礎コンクリートを箱抜きした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰め砂を入れて <u>薄く</u> モルタル仕上げをしなければならない。	6	受注者は、グラウンド・コート柵工の支柱の基礎コンクリートを箱抜きした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰め砂を入れてモルタル仕上げをしなければならない。	
		4-5-12	<u>グラウンド・コート施設修繕工</u> <u>グラウンド・コート施設修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</u>	再編による工種の追記
		第6節	<u>公園施設等撤去・移設工</u>	再編による工種の追記
		4-6-1	<u>公園施設撤去工</u> <u>公園施設撤去工については、公園緑地編1-10-2公園施設撤去工の規定による。</u>	
		4-6-2	<u>移設工</u> <u>移植工の施工については、公園緑地編1-10-3移設工の規定による。</u>	再編による工種の追記
		4-6-3	<u>伐採工</u> <u>伐採工の施工については、公園緑地編1-10-4伐採工の規定による。</u>	再編による工種の追記
		4-6-4	<u>発生材再利用工</u> <u>発生材再利用工の施工については、公園緑地編1-10-5発生材再利用工の規定による。</u>	再編による工種の追記

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第5章 第1節	自然育成 適用	第5章 第1節	自然育成 適用	再編による工種の追記
	1 本章は、公園緑地工事における自然育成施設工、自然育成植栽工、仮設工その他これらに類する工種について適用する <u>ものとする。</u>		1 本章は、公園緑地工事における自然育成施設工、自然育成植栽工、 <u>構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工</u> 、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	
	2 仮設工は、 <u>第3編第1章第10節仮設工</u> の規定による <u>ものとする。</u>		2 <u>構造物撤去工は第3編2-9構造物撤去工の規定による。</u>	
3 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定による <u>ものとする。</u>	3 仮設工は、 <u>第3編2-10仮設工</u> の規定による。	再編による追記		
第2節	自然育成施設工		第2節	自然育成施設工
5-2-1	一般事項		5-2-1	一般事項
1	本節は、自然育成施設工として自然育成盛土工、自然水路工、水田工、ガレ山工、粗朶山工、カントリーヘッジ工、石積土堰堤工、しがらみ柵工、自然育成型護岸工、保護柵工、解説板工、作業土工、自然育成型護岸基礎工、 <u>床固工、根固工、水制工</u> その他これらに類する工種について定める <u>ものとする。</u>	1	本節は、自然育成施設工として自然育成盛土工、自然水路工、水田工、ガレ山工、粗朶山工、カントリーヘッジ工、石積土堰堤工、しがらみ柵工、 <u>自然育成型護岸工</u> 、保護柵工、解説板工、自然育成施設修繕工、作業土工、自然育成型護岸基礎工、 <u>沈床工、捨石工、かご工、元付工、牛・粹工、杭出し水制工</u> 、その他これらに類する工種について定める。	再編による工種の追記
3	<u>請負者</u> は、自然育成の施工については、設計図書によるものとし、これに <u>示されていない</u> 場合は、監督職員と協議しなければならない。	3	<u>受注者</u> は、自然育成の施工については、設計図書によるものとし、これに <u>より難い</u> 場合は、 <u>設計図書に関して</u> 監督職員と協議しなければならない。	表現の修正
5-2-2	材 料	5-2-2	材 料	表現の修正
1	<u>請負者</u> は、自然育成工で使用する材料の種類及び規格は、設計図書によるものとする。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。	1	<u>受注者</u> は、自然育成工で使用する材料の種類及び規格は、設計図書によるものとする。ただし、これにより難い場合は、 <u>設計図書に関して</u> 監督職員と協議しなければならない。	
5-2-3	自然育成盛土工	5-2-3	自然育成盛土工	表現の修正
1	<u>請負者</u> は、自然育成盛土工については、設計図書によるものとし、これに <u>示されていない</u> 場合は、監督職員と協議しなければならない。	1	<u>受注者</u> は、自然育成盛土工については、設計図書によるものとし、これに <u>より難い</u> 場合は、 <u>設計図書に関して</u> 監督職員と協議しなければならない。	

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
5-2-4	自然水路工 3 ごろた石積および崩れ積の施工については、 <u>公園緑地編1-8-10</u> 石積工の規定による <u>ものとする。</u>	5-2-4	自然水路工 3 ごろた石積及び崩れ積の施工については、 <u>公園緑地編1-8-8</u> 石積工の規定による。	条項の修正
5-2-5	水田工 1 <u>請負者</u> は、たたき粘土の施工については、公園緑地編5-2-4自然水路工の規定に <u>よらなければならない。</u> 2 <u>請負者</u> は、水田土壌盛土の施工については、公園緑地編5-2-3自然育成盛土の規定に <u>よらなければならない。</u>	5-2-5	水田工 1 <u>受注者</u> は、たたき粘土の施工については、公園緑地編5-2-4自然水路工の規定 <u>による。</u> 2 <u>受注者</u> は、水田土壌盛土の施工については、公園緑地編5-2-3自然育成盛土の規定 <u>による。</u> 3 <u>受注者は、流入口及び排出口の施工については、設計図書に</u> <u>よらなければならない。</u> 4 <u>受注者は、角落し及び角落し受枠の施工については、設計図書</u> <u>によらなければならない。</u>	表現の修正 表現の修正 再編による追記
5-2-9	石積土堰堤工 2 石積の施工については、 <u>公園緑地編1-8-10</u> 石積工の規定による <u>ものとする。</u>	5-2-9	石積土堰堤工 2 石積の施工については、 <u>公園緑地編1-8-8</u> 石積工の規定による。	条項の修正
5-2-11	自然育成型護岸工 2 <u>請負者は、じゃかごおよびふとんかごの布設については、下記の事項により施工しなければならない。</u> <u>（1）請負者は、じゃかごの中詰め用ぐり石については、15cm～25cmのもので、じゃかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。</u> <u>（2）請負者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰め込み、外回りに大きな石を配置するとともに、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。</u> <u>（3）請負者は、じゃかごの布設については、床ごしらえのうえ、間割りをして、かご頭の位置を定めなければならない。</u> <u>（4）請負者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所（骨線胴輪）でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線で緊結しなければならない。</u> <u>（5）請負者は、じゃかごの詰め石の後、じゃかごの材質と同一の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を緊結しなければならない。</u>	5-2-11	自然育成型護岸工 2 <u>自然育成型護岸工の施工については、第3編2-3-26多自然型護岸工の規定による。</u> 5 <u>かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。</u>	再編による追記及び削除

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>(6) 請負者は、ふとんかごの中詰め用ぐり石については、ふとんかごの厚さが30cmの場合は5cm～15cm、ふとんかごの厚さが50cmの場合は15cm～20cmの大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。</p> <p>(7) 請負者は、ふとんかご、かご枠の施工については、前各項により施工しなければならない。</p>			再編による削除
3	<p>請負者は、柳枝の施工については、のりごしらえ後、ます形に、杭を垂直に打ち込むとともに、杭頭を打ちそろえなければならない。</p>			
5	<p>石張り、石積み、および雑割石張りの施工については、第3編2-5-5石積（張）工の規定によるものとする。</p>			
6	<p>請負者は、かごマットの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰め石の施工の際、外壁、仕切りが扁平にならないように留意しなければならない。</p>			
7	<p>請負者は、かごマットの中詰め用ぐり石については、かごマットの厚さが30cmの場合は5cm～15cm、かごマットの厚さが50cmの場合は15cm～20cmの大きさとし、かごマットの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。</p>			
8	<p>請負者は、木杭の施工については、木杭の材質が設計図書に示されていない場合には、樹皮をはいだ先松丸太で、有害な腐れ、虫喰い、割れ、曲がりのない材料を使用しなければならない。</p>			
9	<p>請負者は、木杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは、径の1.5倍程度としなければならない。</p>			
10	<p>請負者は、柳粗朶の施工については、柳粗朶の口元を上流側に向け、ます内に均一に敷きならべた後、梢柳の小枝を取り除いた帯梢を用いて柵を仕上げなければならない。</p>			
11	<p>請負者は、ぐり石粗朶工の施工については、柳枝に準じて帯梢を用いて柵を造り、中詰めぐり石の小口を表面に出して奥深く張る、ごほう張りに仕上げなければならない。</p>			

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
13	採取土覆土及び購入土覆土の施工については、第1編第2章第3節河川土工・砂防土工の規定によるものとする。	5	覆土工の施工については、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。	表現の修正
5-2-12	保護柵工 保護柵工の施工については、 公園緑地編3-11-7柵工の規定によるものとする。	5-2-12	保護柵工 保護柵工の施工については、 公園緑地編3-11-8柵工の規定による。	条項の修正
		5-2-14	自然育成施設修繕工 自然育成施設修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	再編による工種の追記
5-2-15	自然育成型護岸基礎工 2 一本土台、片梯土台、梯子土台、止杭一本土台の施工については、 第3編2-4-3基礎工（護岸）の規定によるものとする。	5-2-16	自然育成型護岸基礎工 2 一本土台、片梯土台、梯子土台、止杭一本土台の施工については、 第3編2-4-2土台基礎工の規定による。	条項の修正 表現の修正
5-2-16	床固工 1 請負者は、床固め工の施工について、予期しない障害となる工作物が現れた場合には、監督職員と協議しこれを処理しなければならない。			再編による削除
	2 多段式落差、スロープ式護岸、堰堤の左官仕上げについては、公園緑地編3-13-5左官仕上げ工の規定によるものとする。			
	3 堰堤の石積みの施工については、公園緑地編1-8-10石積工の規定によるものとする。			
	4 堰堤の石張りの施工については、公園緑地編1-8-10石積工の規定によるものとする。			
5-2-17	根固工 1 請負者は、根固め工の施工について、予期しない障害となる工作物が現れた場合には、監督職員と協議し、これを処理しなければならない。			

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2	請負者は、乱杭の施工については、乱杭の材質が設計図書に示されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、虫喰い、割れ、曲がりのない材料を使用しなければならない。			再編による削除
3	請負者は、乱杭の先端は、角すい形に削るものとし角すい形の高さは、径の1.5倍程度としなければならない。			
4	請負者は、木工沈床の施工については、使用する方格材及び敷成木は、生松丸太としなければならない。請負者は、使用する方格材を組み立て可能なように加工しなければならない。			
5	請負者は、木工沈床の施工については、敷成木を最下層の方格材に一格間の所定の本数を間割り正しく配列し、鉄線の方格材に緊結しなければならない。			
6	請負者は、木工沈床の施工については、連結用鉄筋の下部の折り曲げしるを12cm以上とし、下流方向に曲げなければならない。			
7	請負者は、木工沈床の施工については、表面に大きな石を用い、詰め石の空隙を少なくするように充てんしなければならない。			
8	請負者は、木工沈床を水制の根固めに使用する場合の幹部水制の方格材組立については、流向に直角方向の部材を最上層としなければならない。			
9	請負者は、改良沈床の施工におけるその他の事項については、本条4項～8項の規定により施工しなければならない。			
10	請負者は、粗朶沈床の施工について、連柴は梢を一方に向け径15cmを標準とし、緊結は長さおよそ60cmごとに連柴締金を用いて締め付け、垂鉛引鉄線または、しゅろなわで結束し、この間2箇所を二子なわで結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだときに端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。			

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
11	請負者は、粗朶沈床の施工については、連柴および敷粗朶を縦横ともそれぞれ梢を下流と河心に向けて組立てなければならない。			再編による削除
12	請負者は、粗朶沈床の施工については、粗朶沈床の上下部の連柴を上格子組立て後、完全に結束しなければならない。			
13	請負者は、粗朶沈床の設置については、流速による沈設中のズレを考慮して、沈設開始位置を定めなければならない。			
14	請負者は、沈石の施工については、沈床が均等に沈下するように投下し、当日中に完了しなければならない。			
15	請負者は、粗朶沈床の施工について、多層の場合、下層の作業完了の確認をしなければ上層沈設を行ってはならない。			
16	請負者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。			
17	請負者は、粗朶単床の施工については、本条10項～13項の規定によらなければならない。			
18	請負者は、異型ブロック積みの施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定によらなければならない。			
19	請負者は、捨石基礎の施工については、表面に大きな石を選び施工しなければならない。			
20	請負者は、施工箇所において、波浪及び流水により捨石基礎に影響がある場合は施工方法について、監督職員と協議しなければならない。			
21	請負者は、施工箇所における河川汚濁防止につとめなければならない。			

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
22	請負者は、捨石基礎の施工については、極度の凹凸や粗密が発生しないように潜水土または測深器具をもって捨石の施工状況を確認しながら施工しなければならない。			再編による削除
23	請負者は、捨石基礎の施工については、大小の石で噛み合わせ良く、均し面にゆがみがないよう施工しなければならない。			
24	請負者は、遺方を配置し、貫材、鋼製定規を用いて均し面を平坦に仕上げなければならない。			
25	植生根固めの施工については、公園緑地編第2章植栽の規定によるものとする。			
26	請負者は、じゃかごおよびふとんかごの施工については、公園緑地編5-2-11自然育成型護岸工の規定によらなければならない。			
5-2-18	水制工			
1	請負者は、水制工の施工について、予期しない障害となる工作物が現れた場合には、監督職員と協議しなければならない。			再編による工種の追記
2	請負者は、水制工の施工における水制群中の各水制の設置方法及び順序について、施工計画書に記載しなければならない。			
3	杭出し水制、木工沈床、改良沈床、粗朶沈床、粗朶単床、吸出し防止材、牛、じゃかご、ふとんかご、捨石の施工については、公園緑地編5-2-17根固工の規定によるものとする。			
4	元付の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。			
		5-2-17	沈床工 沈床工の施工については、第3編2-3-18沈床工の規定による。	

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
		5-2-18	<p><u>捨石工</u> 捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。</p> <p>2 受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。</p>	再編による工種の追記
		5-2-19	<p><u>かご工</u> じかご及びふとんかごの施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。</p>	再編による工種の追記
		5-2-20	<p><u>元付工</u> 元付工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p>2 受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。</p>	再編による工種の追記
		5-2-21	<p><u>牛・枠工</u> 1 受注者は、水制工の施工については、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。</p> <p>2 受注者は、水制工の施工にあたっては、河床変動を抑制する水制群中の各水制の設置方法及び順序を選定し、施工計画書に記載しなければならない。 なお、設計図書において設置方法及び順序を指定した場合に係る河床変動に対する処置については、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>3 牛・枠工の施工については、第6編1-10-7牛・枠工の規定による。</p>	再編による工種の追記
		5-2-22	<p><u>杭出し水制工</u> 杭出し水制工の施工については、第6編1-10-8杭出し水制工の規定による。</p>	再編による工種の追記

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第3節 5-3-2	自然育成植栽工 材 料 2 <u>請負者</u> は、使用する材料については、みだりに天然ものを採取せず、採取する場合は、法律で規制された区域で採取を行ってはならない。また、採取場所については、監督職員の承諾を得なければならない。	第3節 5-3-2	自然育成植栽工 材 料 2 <u>受注者</u> は、使用する材料については、みだりに天然ものを採取せず、採取する場合は、法律で規制された区域で採取を行ってはならない。また、採取場所については、 <u>設計図書に関して</u> 監督職員の承諾を得なければならない。	表現の修正
5-3-3	湿地移設工 <u>請負者</u> は、湿地移設工の施工については、設計図書によるものとし、施工前に十分調査のうえ、時期、工法の施工計画書を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。	5-3-3	湿地移設工 <u>受注者</u> は、湿地移設工の施工については、設計図書によるものとし、 <u>時期、工法については</u> 、施工前に十分調査のうえ、施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	表現の修正
5-3-4	水生植物植栽工 <u>請負者</u> は、水生植物植栽工の施工については、設計図書によるものとし、これに <u>示されていない</u> 場合は、監督職員と協議しなければならない。	5-3-4	水生植物植栽工 <u>受注者</u> は、水性植物植栽工の施工については、設計図書によるものとし、これに <u>より難い</u> 場合は、 <u>設計図書に関して</u> 監督職員と協議しなければならない。	表現の修正
5-3-5	林地育成工 7 <u>請負者</u> は、下列りの施工については、設計図書によるものとし、 <u>施工時期が設計図書に示されていない</u> 場合は、監督職員と協議しなければならない。	5-3-5	林地育成工 7 <u>受注者</u> は、下列りの施工については、設計図書によるものとし、これに <u>より難い</u> 場合は、 <u>設計図書に関して</u> 監督職員と協議しなければならない。	表現の修正
9	<u>請負者</u> は、発生木材処分の施工については、樹木の主枝を切断のうえ、運搬可能な形状に揃え、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、 <u>設計図書に示されていない</u> 場合は、監督職員と協議しなければならない。	9	<u>受注者</u> は、殻運搬処理については、樹木の主枝を切断のうえ、運搬可能な形状に揃え、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、 <u>設計図書によるものとし、これにより難い</u> 場合は、 <u>設計図書に関して</u> 監督職員と協議しなければならない。	表現の修正
		第4節 5-4-1	<u>公園施設等撤去・移設工</u> <u>公園施設撤去工</u> <u>公園施設撤去工については、公園緑地編1-10-2公園施設撤去工の規定による。</u>	再編による工種の追記
		5-4-2	<u>移設工</u> <u>移植工の施工については、公園緑地編1-10-3移設工の規定による。</u>	再編による工種の追記

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
		5-4-3	伐採工 伐採工の施工については、公園緑地編1-10-4伐採工の規定による。	再編による工種の追記
		5-4-5	発生材再利用工 発生材再利用工の施工については、公園緑地編1-10-5発生材再利用工の規定による。	再編による工種の追記